

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 2月13日

【会社名】 株式会社サクラダ

【英訳名】 SAKURADA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 曾田 弘道

【本店の所在の場所】 千葉県袖ヶ浦市南袖50番 1
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市中央区中央 2丁目 3番16号

【電話番号】 043(441)6113(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 伊藤鋭一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第4回新株予約権)
その他の者に対する割当 0円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金 1,000,000,000円
額の合計額を合算した金額
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合
又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年2月13日に当社の第143期第3四半期報告書（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）を関東財務局長に提出したことに伴い、平成24年1月27日に提出した有価証券届出書及び平成24年2月1日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該第3四半期報告書を組込情報とすること、「第三部 追完情報 1 事業等のリスクについて」に訂正すべき事項が生じたこと、及び「第三部 追完情報 3 最近の業績の概要について」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

- 1 事業等のリスクについて
- 3 最近の業績の概要について

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付しております。なお、訂正前の記載自体に下線が付されている箇所が存在しましたが、訂正箇所の下線にのみ下線を付して表示しております。

第三部【追完情報】

（訂正前）

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第142期）及び四半期報告書（第143期 第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成24年2月1日）までの間に生じた追加は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成24年2月1日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成24年2月1日）現在において当社が判断したものであります。

株式の希薄化について

今回、第三者割当により発行する新株引受権の目的である株式の総数100,000,000株は、平成24年1月27日現在の当社の発行済株式総数173,142,890株の57.75%にあたり（新株予約権が全て行使された場合）、これにより当社株式1株あたりの株式価値が希薄化される可能性があります。

新株予約権が行使されないリスク

市場動向により本新株予約権の行使が進捗しないリスクが生じます。この場合、当社の設備投資計画や資金計画に重大な影響を及ぼす可能性があります。

割当予定先が大株主となるリスクについて

今回の新株予約権が全て行使され、かつ、割当予定先が継続保有した場合、割当予定先である三田証券が当社の大株主となり、その議決権所有割合は36.68%程度となる可能性があります。しかしながら、当社は、割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を、市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であり、当社の経営及びコーポレートガバナンスに介入する意思がないことを確認しております。また、当社と割当予定先との間で締結を予定している割当契約書において、割当予定先は、当社の取締役会による承認がある場合を除き、本新株予約権の行使により取得した株式について、総額5億円を超えて取引所金融商品市場（但し、立会外取引は除く）にて売却してはならないものとする旨、及び当社の取締役会による承認がある場合を除き、本新株予約権の行使により取得した株式について、同一の相手先に対して割当日における当社の発行済株式総数の5%を超えて売却してはならないものとする旨の規定が設けられる予定です。以上より、上記市場売却の方針と合わせ、当社の支配株主が突如変動するような事態を防ぐことが可能であると考えております。

(2) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

継続企業の前提に関する事項に記載のとおり、当社は当第2四半期会計期間において、国土交通省の大型工事等を受注し、受注強化策の効果が現れてきております。しかしながら、前事業年度及び第1四半期会計期間における受注不振の影響により、完成工事高が減少し、235,678千円の営業損失及び246,129千円の経常損失を計上いたしました。当該状況により、前事業年度に引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。なお、当社は、当面の必要資金を調達するため、第三者割当による新株予約権の発行を平成24年1月27日開催の取締役会にて決議しておりますが、平成24年2月24日開催予定の臨時株主総会における特別決議として承認されることが条件となっております。

2 臨時報告書の提出について

(前略)

3 最近の業績の概要について

第143期第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)の業績の概要

第143期第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)における完成工事高の見込みは以下の通りであります。なお、下記の数値については決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査も終了しておりません。

完成工事高以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため記載しておりません。

| 会計期間 | 第143期第3四半期累計期間 自平成23年4月1日 至平成23年12月31日 |
|------------|--|
| 完成工事高(百万円) | 3,190 |

(訂正後)

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第142期)及び四半期報告書(第143期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成24年2月13日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成24年2月13日)現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成24年2月13日)現在において当社が判断したものであります。

削除

2 臨時報告書の提出について

(前略)

「3 最近の業績の概要について」の全文削除

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|------------------|-------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 第142期 | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 | 平成23年6月29日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 第143期 第2四半期 | 自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日 | 平成23年11月14日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書の訂 正報告書 | 第143期 第2四半期 | 自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日 | 平成24年1月11日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|-------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 第142期 | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 | 平成23年6月29日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 第143期 第3四半期 | 自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日 | 平成24年2月13日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月13日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 公認会計士 小倉 明 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 千葉 茂 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第143期事業年度の第3四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サクラダの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度及び第1四半期会計期間における受注不振の影響により完成工事高が減少し、当第3四半期累計期間において526,406千円の営業損失及び539,600千円の経常損失を計上し、また移転先である千葉県袖ヶ浦市の新工場の設備投資資金の調達及び設備構築が予定通り進んでいないことから、前事業年度に引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年1月27日開催の取締役会において次の事項を決議した。

第三者割当により発行される新株予約権の募集及び取締役3名の選任並びに監査役1名の選任を平成24年2月24日開催予定の臨時株主総会に上程すること。

当期末時点の従業員退職金の減額及び退職金制度の廃止。

平成24年1月31日付けで、会社と川岸工業株式会社は両社の資本業務提携契約を終了すること。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。